

避難情報の発令判断・伝達マニュアル

令和8年6月

登 別 市

○ はじめに

内閣府（防災担当）が公表している「避難情報に関するガイドライン」では、「避難行動」は、数分前から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」であると定義しており、市民は「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要であるとしている。

本マニュアルは、このガイドラインに基づき作成しており、対象とする災害は、洪水災害、土砂災害、高潮災害、津波災害に伴う避難を扱うものであり、今後においても適切な時期に見直しを行っていくこととする。

○ 本マニュアルで使用する用語は、次による。

表 記	説 明
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者 (災害対策基本法第8条第2項第17)
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設 (水防法第15条第4項ロ、津波防災地域づくりに関する法律第54条第4項、土砂災害防止法第8条第4項)
立退き避難	災害リスクがあると考えられる区域等の居住者等が、命が犯されるおそれのある自宅・施設等のある場を離れ、対象とする災害から安全な場所の指定緊急避難場所等に移動すること。「立退き避難」は、避難行動の基本である。
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し、発令する情報。高齢者等は、危険な場所から避難する必要がある。 (災害対策基本法第56条)
避難指示	災害が発生するおそれが高い区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令される情報。居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 (災害対策基本法第60条第1項)
緊急安全確保措置	災害が発生又は切迫（災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）しており、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市町村が必ず把握できるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 (災害対策基本法第60条第3項)

表 記	説 明
屋内安全確保	<p>災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することであり、居住者等が自らの判断でとり得る行動である。</p> <p>ただし、自宅・施設等が家屋倒壊氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること及び一定期間浸水することにより生じる支障（水、食料等の確保及び電気、ガス、水道、トイレ等の使用）を許容できることなどの条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。</p>

<目次>

第1編 洪水災害

1 避難情報の発令対象とする洪水等	1
2 避難情報の発令対象区域	1
3 避難情報の発令を判断するための情報	3
4 河川の水位と発表される洪水予報等	6
5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動	7
6 避難情報の発令基準	9
7 避難情報の解除基準	29
8 協力・助言を求めることのできる機関	30
9 避難情報の伝達方法	30
10 避難情報の伝達文	31
参考資料：主要水位・雨量観測所一覧	34

第2編 土砂災害

1 避難情報の発令対象とする土砂災害	35
2 避難情報の発令対象区域	36
3 具体的な区域設定の考え方	36
4 避難情報の発令を判断するための情報	37
5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動	39
6 避難情報の発令基準	40
7 避難情報の解除基準	41
8 協力・助言を求めることのできる機関	41
9 避難情報の伝達方法	42
10 避難情報の伝達文	43
参考資料1：土砂災害警戒区域・危険箇所等及び避難対象区域一覧	46
参考資料2：土砂災害の前兆現象について	50

第3編 高潮災害

1 避難情報の発令対象とする高潮災害	51
2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域	51
3 避難情報の発令を判断するための情報	52
4 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動	53
5 避難情報の発令基準	54
6 避難情報の解除基準	55
7 協力・助言を求めることのできる機関	55
8 避難情報の伝達方法	56
9 避難情報の伝達文	57

第4編 津波災害

1	避難指示の発令対象とする津波災害	60
2	避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域	60
3	避難指示の発令対象となる人	61
4	避難指示の発令を判断するための情報	62
5	避難指示の発令により居住者等がとるべき行動	62
6	避難指示の発令基準	63
7	避難指示の解除基準	63
8	協力・助言を求めることのできる機関	64
9	避難指示の伝達方法	64
10	避難指示の伝達文	65

第1編【洪水災害】

1 避難情報の発令対象とする洪水等

＜対象（立退き避難が必要な災害の事象）＞

- ① 河川が氾濫した場合に、氾濫流が直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合
 - * 具体的な区域や河岸侵食の幅の設定に参考になる情報として、国・道が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を指定している場合があり、屋内安全確保の適否判断に資するものである。
- ② 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
 - * 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要である。
- ③ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

＜避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件＞

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・ 河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・ 地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合
 - * 氾濫が発生し、または発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令する。

2 避難情報の発令対象区域

＜水位周知河川＞

水位周知河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものである。河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮して避難情報を発令するため、市は、あらかじめ洪水規模別（計画規模、想定最大規模）に浸水が想定される区域を河川事務所等から入手し、ハザードマップを作成する。

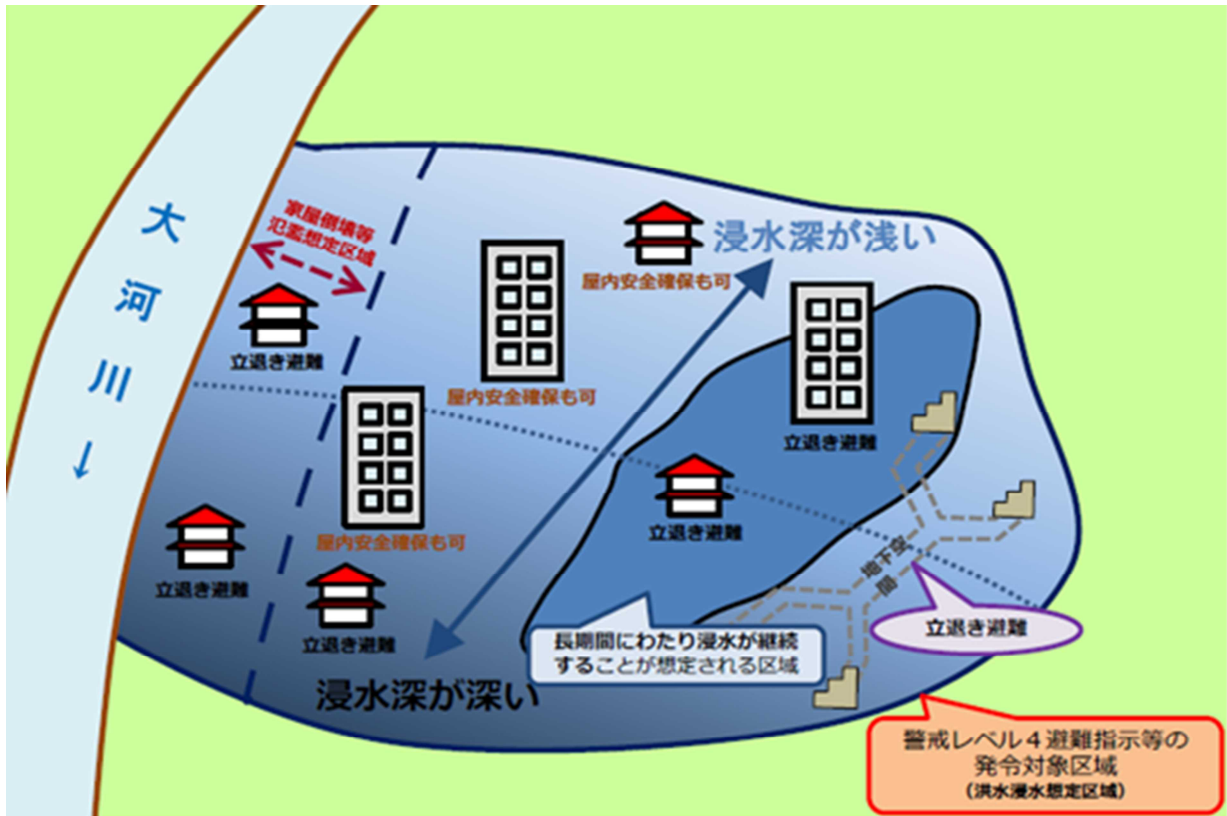
＜その他河川等＞

その他河川等については、水防法に基づき公表されている想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を基本に、避難情報の発令対象区域を設定する。

なお、この洪水浸水想定区域図は、河川断面などの詳細な調査をしていない簡便な手法によって作成されているため、浸水範囲や浸水深などは概略で示されており、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性がある。

したがって、それぞれの河川特性や過去の浸水状況等を考慮し、地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）（平成30年12月）を活用して区域設定を行う。

レベル4大雨危険警報等が発表された場合の避難情報の発令対象区域については、洪水キキクルや浸水キキクルを確認の上、それぞれの危険度に応じて、危険度が上昇している河川の洪水浸水想定区域等を参考に設定する。



(避難情報の発令対象区域のイメージ)

3 避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報より更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説情報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。(全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。)
	気象防災速報 (記録的短時間大雨)	気象庁	レベル3大雨警報等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。
	気象防災速報 (線状降水帯発生)	気象庁	線状降水帯が発生し、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっているときに発表される。
	気象防災速報 (線状降水帯直前予測)	気象庁	今後3時間以内に、線状降水帯発生の可能性が高まったときに発表される。
	気象解説情報 (線状降水帯半日前予測)	気象庁	線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前を目安に発表される。
気象に関する警報等(注意報・警報・危険警報・特別警報)・早期注意情報・時系列情報	警戒レベル相当情報		
	レベル2 大雨注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表(流域雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況または3時間先までの予測で到達する区間があるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表(表面雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル3 大雨警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれのあるときに発表(流域雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況または3時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表(表面雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル4 大雨危険警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいときに発表(流域雨量指数がレベル4危険警報基準に実況または3時間先までの予測で到達する区間が複数あるときに発表)される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表(表面雨量指数がレベル4大雨危険警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表)される。
	レベル5 大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	レベル2 氾濫注意報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。警戒レベル2。
	レベル3 氾濫警報	気象庁	河川が増水することにより、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。

レベル4 氾濫危険警報	気象庁	河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。
レベル5 氾濫特別警報	気象庁	氾濫が発生または切迫したときに発表される。
その他		
早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高]、[中] 2段階で提供される。
時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見直しを翌日までの3時間毎または、日毎の気象状況の見直しを一日4回（05時、11時、17時、23時）提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜）

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	水位到達情報 (河川)	国土交通省 北海道	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水危険度を発表するもので、国・北海道から発表される。		《川の防災情報》 《市町村向け川の防災情報》
	水位到達情報 (下水道)	北海道 市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		《北海道防災ポータル》
	流域雨量指数の 6時間先までの 予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、大雨警報等の判断基準と比較することで河川ごとの6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10分毎	《気象庁HP》
	浸水キキクル	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度を表す面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予測を用いている。	10分毎	《気象庁HP》

	洪水キキクル	気象庁	<p>上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予測を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。</p>	10分毎	《気象庁HP》
	大雨キキクル	気象庁	<p>洪水キキクルと浸水キキクルの危険度を重ね合わせ、危険度の高いものを優先表示させたもので、大雨に関する警報等が発表された場合に、どこで大雨による危険度が高まっているかを把握することに活用できる。</p>	10分毎	《気象庁HP》

4 河川の水位と発表される洪水予報等

【水位周知河川の場合】

水位危険度レベル	水位	水位到達情報
レベル5	氾濫の発生 氾濫発生水位	レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報 [洪水])
レベル4 (危険)	氾濫危険水位 (レベル4 水位)	レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報 [洪水])
レベル3 (警戒)	避難判断水位 (レベル3 水位)	レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報 [洪水])
レベル2 (注意)	氾濫注意水位 (レベル2 水位)	レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報 [洪水])
レベル1	水防団待機水位	

※ それぞれの水位への到達時間が接近している場合など、発表が困難な場合も考えられるため、氾濫注意水位（レベル2 水位）、避難判断水位（レベル3 水位）への到達情報、氾濫発生情報は必ず発表されるものではない。

○情報の名称等

■水位

水位	内容
氾濫注意水位 【レベル2 水位】	水防団の出動の目安、水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位
避難判断水位 【レベル3 水位】	警戒レベル3 高齢者等避難の発令の目安、河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位
氾濫危険水位 【レベル4 水位】	警戒レベル4 避難指示の発令の目安、居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
氾濫発生水位 【レベル5 水位】	警戒レベル5 緊急安全確保の発令の目安、居住者等の屋内安全確保、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が発生している可能性のある水位

■水位到達情報の発表

水位到達情報	内容
レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報 [洪水])	・ 氾濫が発生または切迫したとき ・ 氾濫発生水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報 [洪水])	・ 氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達したとき
レベル3 氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報 [洪水])	・ 避難判断水位（レベル3 水位）に到達したとき
レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報 [洪水])	・ 氾濫注意水位（レベル2 水位）に到達したとき

5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等に求める行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報	—	災害への心構えを高める ・居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 ・自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル等）の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については、居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨注意報 氾濫注意情報	—	自らの避難行動を確認 ・居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。 ・避難準備については、自らが避難するタイミングである警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令される前までに行う。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知または警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知または警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者的高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
-----------------------------------	--	---

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

※各河川及び水位観測所は、参考資料：主要水位・雨量観測所一覧のとおり

(1) 胆振幌別川（幌別ダムの下流）《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3 氾濫警戒情報やレベル3 大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル3 水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である 1. 93mに到達した場合 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表） <ol style="list-style-type: none"> 堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生 樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 胆振幌別川に流入する来馬川の排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する。） <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2 水位）である 1. 76mを超えた状態で、来福橋地点上流の水位観測所（小平岸橋）の水位状況から、来福橋地点の急激な水位上昇のおそれがある場合 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2 水位）である 1. 76mを超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> レベル3 大雨警報が発表され、胆振幌別川の洪水キキクルで「警戒(赤)」（警戒レベル3 相当情報 [洪水]）が出現した場合（※レベル3 大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 上流域（釧山地区）で大量または強い降雨が見込まれる場合 <ol style="list-style-type: none"> 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） <p>※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p>	<p>【計画規模】 中央町1～6丁目 常盤町5丁目 富士町1～4・6丁目 柏木町1・4丁目 新川町1～4丁目 緑町1～4丁目 桜木町1～6丁目 片倉町3～6丁目</p> <p>【想定最大規模】 千歳町1丁目 幌別町1・3・5丁目 中央町1～7丁目 常盤町1・2・4・5丁目 富士町1～7丁目 柏木町1・2・4丁目 新川町1～4丁目 緑町1～4丁目 桜木町1～6丁目 片倉町2～6丁目 大和町1丁目 若山町1丁目</p> <p>※本河川の両河岸は、「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」とされており、洪水時に河岸が浸食された場合、家屋の倒壊・流出等の危険性があるため、早めの立退き避難が必要な区域です。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4 氾濫危険情報やレベル4 大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促すためには、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水位）である 2. 22mに到達した場合 胆振幌別川の水位観測所（来福橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水 	

	<p>位) よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合 (氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>①堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 ③胆振幌別川に流入する来馬川の排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されてる状況 (発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する。) ④幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 胆振幌別川の水位観測所 (来福橋) の水位が、避難判断水位 (レベル3水位) である 1.93m を超えた状態で、来福橋地点上流の水位観測所 (小平岸橋) の水位の状況から、来福橋地点の急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>4 胆振幌別川の水位観測所 (来福橋) の水位が、避難判断水位 (レベル3水位) である 1.93m を超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、胆振幌別川の洪水キキクルで「危険 (紫)」(警戒レベル4相当情報 [洪水]) が出現した場合 (※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流域 (釧山地区) で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過) が予想されている場合など) (夕刻時点で発令)</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過) が予測されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過) が予想されている場合) (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。</p> <p>※発令基準5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p>	
--	--	--

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫開始相当水位(レベル5水位)である3.15mに到達した場合(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(または背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)</p> <p>3 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫開始相当水位(レベル5水位)よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②胆振幌別川に流入する来馬川の排水機場の運転が停止したまたは停止が予定されてる状況(発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する。)</p> <p>③幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>4 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、来福橋地点上流の水位観測所(小平岸橋)の水位状況から、来福橋地点で氾濫のおそれがある場合</p> <p>5 胆振幌別川の水位観測所(来福橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、胆振幌別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>6 レベル5 大雨特別警報が発表され、胆振幌別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供さえるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※発令基準1～2に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令すること。</p> <p>※発令基準5、6については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	
-----------------------------------	--	--

(2) 胆振幌別川（幌別ダムの上流）《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図 を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報) 2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①レベル3大雨警報が発表され、胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②上流（釧山地区）で大量または強い降雨が見込まれる場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 	<p>釧山町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報) 2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①、②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①レベル4大雨危険警報が発表され、胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ②上流（釧山地区）で大量または強い降雨が見込まれる場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>〈確認情報〉</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <p>2 レベル5 大雨特別警報が発表され、胆振幌別川（幌別ダムの上流）の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>※ これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5 氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報 [洪水]）を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	
-----------------------------------	--	--

(3) 来馬川（新登喜和橋（道道728号線）の下流）《水位周知河川》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図 を 基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3 氾濫警戒情報やレベル3 大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。水位周知河川は、避難判断水位（レベル3 水位）が設定されていない場合や、急激に水位が上昇する等もあることから、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である3.51mに到達した場合 2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表） <ol style="list-style-type: none"> ①堤防に軽微な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生 ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況 (推定・予測情報) 3 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫注意水位（レベル2 水位）である3.01mを超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①レベル3 大雨警報が発表され、来馬川の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3 相当情報 [洪水]）が出現した場合（※レベル3 大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞込むこと） ②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3 相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） <p>※適切なリードタイムを考慮した水位が設定されていない場合、推定・予測情報を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる。</p>	<p>「(1) 胆振幌別川 《水位周知河川 》」と同様</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4 氾濫危険情報やレベル4 大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促すためには、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。 (確認情報・計測情報)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水位）である3.70mに到達した場合 2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4 水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表） <ol style="list-style-type: none"> ①堤防に漏水・浸食の進行や亀裂・すべりが発生 ②幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況 (推定・予測情報) 3 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、避難判断水位（レベル3 水位）である3.51mを超えた状態で、次の①、②のいずれかまたは両方の理由により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①レベル4 大雨危険警報が発表され、来馬川の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4 相当情報 [洪水]）が出現した場合（※レベル4 大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞込むこと） ②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合 	

	<p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、制度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>（確認情報）</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>（計測情報）</p> <p>2 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫開始相当水位（レベル5水位）である5.38mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（または背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</p> <p>3 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫開始相当水位（レベル5水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合</p> <p>①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況</p> <p>②幌別ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況</p> <p>（推定・予測情報）</p> <p>4 来馬川の水位観測所（相生橋）の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で、来馬川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が出現した場合</p> <p>5 レベル5大雨特別警報が発表され、来馬川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>※これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供さえるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※発令基準1～3に該当する情報は、河川管理者による通報をもとに、都道府県知事等がレベル5氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）を発表することとなっており、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令すること。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	

(4) 来馬川（新登喜和橋（道道728号線）の上流）《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報)</p> <p>2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>柏木町5丁目 常盤町6丁目</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生 (推定・予測情報)</p> <p>2 水位を観測しておらず、基準となる水位の設定ができないため、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流域で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～2に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	

<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>〈確認情報〉</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <p>2 レベル5 大雨特別警報が発表され、来馬川（新登喜和橋の上流）の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合（※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>※ これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5 氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報 [洪水]）を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	
-----------------------------------	---	--

(5) 登別川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫注意水位である7.80mを超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>2 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫注意水位7.80mに到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、登別川の洪水サイクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流(カルルス地区)で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>【想定最大規模】 登別本町1～3丁目 登別東町1～5丁目 登別港町1・2丁目 中登別町(紀文台地区) カルルス町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)である8.68mに到達した場合</p> <p>2 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>3 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、登別川の洪水サイクルで「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流(カルルス地区)で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き</p>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 登別川の水位観測所(登別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、登別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 レベル5大雨特別警報が発表され、登別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報「洪水」)を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(6) クスリサンベツ川《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <p>1 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、観測開始水位－2.61mを超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <p>2 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、観測開始水位－2.61mに到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、クスリサンベツ川の洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>	<p>登別温泉町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。</p> <p>〈確認情報・計測情報〉</p> <p>1 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、危険水位－0.60mに到達した場合</p> <p>2 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、危険水位－0.60m（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表）</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <p>3 クスリサンベツ川の水位計（弥生橋）の水位が、危険水位－0.60m（レベル4水位）よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、クスリサンベツ川の洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）が出現した場合（※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されており、かつ、大雨の「危険」（警戒レベル4相当以上の基準の超過）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き</p>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 クスリサンベツ川の水位計(弥生橋)の水位が、氾濫開始水位(レベル5) 0.00mに到達した場合</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 クスリサンベツ川の水位計(弥生橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、クスリサンベツ川の洪水キキクル「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が出現した場合</p> <p>4 レベル5大雨特別警報が発表され、クスリサンベツ川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1、2に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(7) ポンアヨロ川≪その他河川等≫

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、観測開始水位－2.63mを超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>2 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、観測開始水位－2.63mに到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、ポンアヨロ川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>登別東町3～5丁目 中登別町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4 避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、危険水位－0.60mに到達した場合</p> <p>2 ポンアヨロ川の水位計(弥生橋)の水位が、危険水位－0.60m(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、危険水位－0.60m(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、ポンアヨロ川の洪水キキクルで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報「洪水」)が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き</p>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、氾濫開始水位0.00mに到達した場合</p> <p>3 ポンアヨロ川の水位計(明星橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)を超えた状態で、ポンアヨロ川の洪水キキクル「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>4 レベル5大雨特別警報が発表され、ポンアヨロ川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1、2に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準3、4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(8) 鷺別川・上鷺別富岸川《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫注意水位である2.35mを超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>2 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫注意水位2.35mに到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キックで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②鷺別川または上鷺別富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>鷺別町1～6丁目 美園町1～6丁目 若草町1～4丁目 栄町1・3丁目 新生町1・3丁目</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)3.00mに到達した場合</p> <p>2 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>3 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キックで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②鷺別川または上鷺別富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報</p>	

	<p>の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 鷺別川の水位観測所(上鷺別橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位) 3.00mを超えた状態で、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>3 レベル5大雨特別警報が発表され、鷺別川または上鷺別富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(9) 富岸川・西富岸川《その他河川等》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫注意水位4.92mを超えた状態、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位1.54mを超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>2 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫注意水位4.92mに到達し、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位1.54mに達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②富岸川または西富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>富岸町1～3丁目 若山町3・4丁目 栄町1～4丁目 若草町1～4丁目 新生町1～4丁目 大和町2丁目 美園町2丁目 鷺別町3～6丁目 富岸町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇するケースが多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。 (確認情報・計測情報)</p> <p>1 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)5.61mに、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)0.60mに到達した場合</p> <p>2 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)5.61m、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、危険水位(レベル4水位)0.60mよりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表) (推定・予測情報)</p> <p>3 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位5.61m(レベル4水位)に、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、観測開始水位0.60m(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②富岸川または西富岸川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻</p>	

	<p>時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警報の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 富岸川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位5.61m(レベル4水位)を、または西富岸川の水位計(西富岸橋)の水位が、危険水位0.60m(レベル4水位)を超えた状態で、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 レベル5 大雨特別警報が発表され、富岸川または西富岸川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」が出現した場合(※レベル5 大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5 氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

(10) 岡志別川<<その他河川等>>

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対象区域 (浸水想定区域図を基本)
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>レベル3大雨警報の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、確認情報・計測情報を有効に活用することが難しい場合は、推定・予測情報を有効に活用し発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 岡志別川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫注意水位12.89mを超えた状態で、堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>2 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫注意水位12.89mに到達し、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル3大雨警報が発表され、岡志別川の洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル3大雨警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②岡志別川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上(警戒レベル3相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p>	<p>幌別町7・8丁目 千歳町2・4～6丁目 千歳町</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4大雨危険警報の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、推定・予測情報を基に警戒レベル4避難指示を発令することが基本となるが、確認情報・計測情報を取得できる場合は、それらをもとにした発令を検討する。</p> <p>(確認情報・計測情報)</p> <p>1 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)13.49mに到達した場合</p> <p>2 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)13.49mよりも低い水位であるものの、堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生し、氾濫のおそれが高まっている場合(氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>(推定・予測情報)</p> <p>3 岡志別川の水位観測所(うぐいす3号橋)の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)よりも低い水位であるものの、次の①～②のいずれかまたは複数の理由により、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①レベル4大雨危険警報が発表され、岡志別川の洪水キキクルで「警戒(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル4大雨危険警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>②岡志別川の上流で大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合など)(夕刻時点で発令)</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されており、かつ、大雨の「危険」(警戒レベル4相当以上の基準の超過)が予想されている場合)(立退き避難中に暴風が吹き</p>	

	<p>始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>※夜間から明け方であっても、発令基準1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※発令基準4、5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急完全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>(確認情報)</p> <p>1 堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合</p> <p>(計測情報)</p> <p>2 岡志別川の水位観測所(富徳橋)の水位が、氾濫危険水位13.49m(レベル4水位)を超えた状態で、岡志別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合</p> <p>3 レベル5大雨特別警報が発表され、岡志別川の洪水キキクルで「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)</p> <p>※ これらの情報は、レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表、ホットラインやホームページなどで提供されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※ 発令基準1に該当する場合は、河川管理者による通報をもとに知事がレベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])を発表することとなり、レベル5氾濫発生情報が発表されたら躊躇なく警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>※ 発令基準2、3については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p> <p>※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

《水位周知河川》

水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

《その他河川等》

当該河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については浸水キキクルで示される危険度が下降傾向である場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象の警報等に関する事。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】	・国管理河川施設に関する事。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・道管理河川施設に関する事。 ・保有するリアルタイムの情報に関する事。
胆振総合振興局地域創生部 ・危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力	TV放送 視聴者	
	（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	ラジオ放送	聴取者
		エリアメール（docomo） 緊急速報メール （au、softbank、Rakuten）	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅー（割り込み放送）	聴取者
	防災行政無線（同報系）	住民等	
	X（旧：ツイッター）	PCユーザー等	
	登録制メール（登別市防災メール）	事前登録者	
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令	
総務部 秘書広報グループ	市公式ウェブサイト、Facebook、LINE	PCユーザー等	
市民生活部 市民協働グループ	電話等	連合町内会	
保健福祉部 教育委員会	電話等	要配慮者利用施設（※）	
消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車	住民等（巡回ルート）	

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれがあるため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※1）
- ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・ 特に、急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。
- ・ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。（※1）
- ・ ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（※2）
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

(河川氾濫が切迫している状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川が増水し既に堤防を越え氾濫しているおそれがあります！
- ・ ●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(河川氾濫を確認した状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●川の水位が●●付近で堤防を越え氾濫が発生したため、●●川の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(※3)
- ・ 避難対象区域は、●●町●●丁目、●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・です。
- ・ 避難場所等への立ち退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
- ・ 開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

※1 この呼びかけを行うにあたっては、次の①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。

② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。

③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること。

※2 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、状況に応じてこのような伝達も行う。

※3 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

【広報車で広報を行う際の留意事項】

- ・ ハザードランプを点灯させ道路左側を低速（時速5キロ～10キロ）で走行しながら実施する。
主要な箇所まで停車して広報を行うことも有効である。
- ・ 伝達文例を読み上げる際は、焦らずにゆっくりと読み上げると聞こえやすい。
- ・ 道路の陥没や、マンホールなど二次災害の危険性もあるため冠水した道路の走行や、泥濘でスタックする危険性もあるため道路状況の確認を充分に行う。

(4)【警戒レベル3】高齢者等避難の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル3 高齢者等避難

●●／●● ●●：●● 高齢者等避難発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：上記対象地域にいる高齢者や障がいのある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5)【警戒レベル4】避難指示の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ

備考：上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難してください。避難場所等への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ ~~~~~線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6)【警戒レベル5】緊急安全確保の緊急速報メールの文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル5 緊急安全確保

●●／●● ●●：●● 緊急安全確保発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：●●川氾濫のおそれ（または発生）

備考：上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細は、テレビ・ラジオ等でご確認ください。

参考資料：主要水位・雨量観測所一覧

【水位周知河川】

水系名	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	雨量観測所
		水位計設置場所	観測開始水位	—	危険水位	氾濫開始水位	
胆振幌別川	胆振幌別川	来福橋	1.76 m	1.93 m	2.22 m	3.15 m	小平岸橋
		小平岸橋	-3.18 m	—	-0.60 m	0.00 m	
胆振幌別川	来馬川	相生橋	3.01 m	3.51m	3.70 m	5.38 m	相生橋
		—	—	—	—	—	

【その他の二級河川】

水系名	河川名	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位	雨量観測所
		水位計設置場所	観測開始水位	—	危険水位	氾濫開始水位	
胆振幌別川	胆振幌別川 (幌別ダム上流)	—	—	—	—	—	鉾山町鉾山橋付近
		—	—	—	—	—	
胆振幌別川	来馬川 (新登喜和橋上流)	—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
登別川	登別川	登別橋	7.80 m	—	8.68 m	—	登別橋 カルルス町
		—	—	—	—	—	
	クスリサンベツ川	弥生橋	-2.61 m	—	-0.60 m	0.00 m	登別温泉町 五色橋
ボンアヨロ川	ボンアヨロ川	—	—	—	—	—	
		明星橋	-2.63 m	—	-0.60 m	0.00 m	
鷺別川	鷺別川	上鷺別*	2.35 m	—	3.00 m	—	
		—	—	—	—	—	
富岸川	富岸川	美園町歩道橋*	—	—	—	—	若草町めいきょう橋
		—	—	—	—	—	
	西富岸川	西富岸橋*	-1.54 m	—	-0.60 m	0.00 m	
岡志別川	岡志別川	うぐいす3号橋*	12.89 m	—	13.49 m	—	
		—	—	—	—	—	

※ 水位観測所／水位計設置場所の欄の*印は、河川カメラ設置場所を示す。

※ 水位観測所、水位計及び雨量観測所の所管事業者は、カルルス町の雨量観測所を除き室蘭建設管理部が所管する。

※ 氾濫開始相当水位は氾濫発生水位と読み替えることができるものとする。

第2編【土砂災害】

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は次のとおりである。

対 象	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地すべり	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※ 危険性が確認された場合、国や道等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難情報を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	がけ崩れ、土石流などで崩れたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※ 技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※ 技術的に予知・予測が困難

2 避難情報の発令対象区域

レベル4土砂災害危険警報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその他の場所）を発令対象とする。

※ 本市における発令対象区域は、参考資料1：土砂災害警戒区域及び避難対象区域一覧」のとおり

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）」

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

〔参考〕土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

(2) 土砂災害警戒区域等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクルの危険度分布及び土砂災害危険度情報）における危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておくこと。）とし、その時の状況に応じて、周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、あらかじめ市町村をいくつかの地区に分割し設定しておき、その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令する。

この地区分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

① レベル4 土砂災害危険警報発表情報

現在の発表状況と過去の発表履歴を表示

② 土砂災害危険度情報

土砂災害の危険度を1 km及び5 kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】 更新間隔 10 分

黒（災害切迫）	－実況値が【レベル5 土砂災害特別警報】基準に到達（警戒レベル5相当）
紫（危険）	－実況値又は2時間先までの予測値が【レベル4 土砂災害危険警報】基準に到達（警戒レベル4相当）
赤（警戒）	－3時間先の予測値が【レベル4 土砂災害危険警報】基準に到達（警戒レベル3相当）
黄（注意）	－実況値又は6時間先までの予測値が【レベル2 土砂災害注意報】の基準に到達（警戒レベル2相当）

③ 降雨情報

降雨の状況を1 kmメッシュで表示。

④ 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂キキクル

気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)

1km 四方の領域（メッシュ）毎に土砂災害の危険度を表示したもの。避難に要する時間を確保するために最大6時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いている。

【土砂災害危険度の表示】 更新間隔 10 分

黒（災害切迫）	－実況値が【レベル5 土砂災害特別警報】基準に到達（警戒レベル5相当）
紫（危険）	－実況値又は2時間先までの予測値が【レベル4 土砂災害危険警報】基準に到達（警戒レベル4相当）
赤（警戒）	－3時間先の予測値が【レベル4 土砂災害危険警報】基準に到達（警戒レベル3相当）
黄（注意）	－実況値又は6時間先までの予測値が【レベル2 土砂災害注意報】の基準に到達（警戒レベル2相当）

	項目	提供元	説明
気象に関する警報等 ・早期注意情報・時系列情報 ・注意報・警報・危険警報・特別警報	警戒レベル相当情報		
	レベル2 土砂災害注意報	気象庁	大雨により、土砂災害が起こるおそれがあるときに発表（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの実況値又は6時間先までの予測値がレベル2土砂災害注意報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。）される。
	レベル3 土砂災害警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがあるときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの3時間先の予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。（予測精度に応じて、4～6時間先の予測値により発表する場合もある。））
	レベル4 土砂災害危険警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが大きいときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの実況値又は2時間先までの予測値がレベル4土砂災害危険警報の基準に到達するメッシュがあるときに発表される。）
	レベル5 土砂災害特別警報	気象庁	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表される。（60分雨量と土壌雨量指数の組み合わせがレベル5土砂災害特別警報の基準値に実況で到達したメッシュがある程度の広がりをもって出現し、さらに激しい雨が降り続く予想であるときに発表される。）
	その他		
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高][中]2段階で提供される。
時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを一日4回（05時、11時、17時、23時）提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜）	

	項目	提供元	説明	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	土砂災害の危険度分布	気象庁 北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報。	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁 HP 北海道土砂災害警戒情報システム

5 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本)
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合 3 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）	土砂災害の危険度分布において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等
【警戒レベル4】 避難指示	1 レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間から明け方であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域等 当該前兆現象（参考資料2を参照）が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合	土砂災害の危険度分布において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域等

	2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合 （災害発生を確認） 3 土砂災害が発生した場合	家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域等以外の区域で発見された場合を含む。）
--	--	--

- ・ 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
 - ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
 - ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
 - ・ 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 避難情報の解除基準

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。

一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市町村は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象、土砂災害等に関すること。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】 ・治水課 【0143-25-7045】	・直轄砂防施設に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
胆振総合振興局地域創生部 危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅー(割り込み放送)	聴取者
		防災行政無線(同報系)	住民等
		X(旧:ツイッター)	PCユーザー等
		登録制メール(登別市防災メール)	事前登録者
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令	
総務部 秘書広報グループ	市公式ウェブサイト、Facebook、LINE		PCユーザー等
市民生活部 市民協働グループ	電話等		連合町内会
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設(※)
観光経済部 観光振興グループ	電話等		登別国際観光コンベンション協会 登別温泉旅館組合
消防本部	消防車	住民等(巡回ルート)	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

10 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 土砂災害が発生するおそれがあるため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域（※1）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれのある区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えたとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・ 現在、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 土砂災害が発生するおそれが高まったため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域（※1）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれのある区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。（※2）
- ・ 現在、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

（土砂災害発生が切迫している状況）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 登別市にレベル5大雨特別警報が発表され、土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況にあるため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域（※1）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・ 現在、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(土砂災害発生を確認した状況)

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●町●●丁目で土砂災害が発生したため、●●町、●●町、・・・の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
- ・ 現在、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

- ※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある○○町に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。
- ※2 警戒レベル5「緊急安全確保」発令時の行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等、状況に応じてこのような伝達も行う。

〈留意事項〉

- ・ 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域等の通過は避けること。
- ・ 土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。
- ・ 溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・ 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。
- ・ 警戒レベル3「高齢者等避難」や警戒レベル4「避難指示」発令時においても、必要に応じて身の安全確保について伝達する。

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難の文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル3「高齢者等避難」

●●／●● ●●：●● 高齢者等避難発令

対象地域：●●町、●●町、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：土砂災害発生のおそれ

備考：上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5) 【警戒レベル4】避難指示の文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル4「避難指示」

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：●●町、●●町、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：土砂災害発生のおそれ

備考：上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ 線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6) 【警戒レベル5】緊急安全確保の文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル5「緊急安全確保」

●●／●● ●●：●● 緊急安全確保発令

対象地域：●●町、●●町、・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：土砂災害発生のおそれ（又は発生）

備考：上記対象地域の土砂災害警戒区域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

立退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

参考資料 1 : 土砂災害警戒区域等及び避難対象区域一覧

【急傾斜地の崩壊】

令和 8 年 5 月 3 1 日現在

区域番号	区 域 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I-3-24-1664	登別カルルス町 1	○	○	有	カルルス町
I-3-25-1665	登別カルルス町 2	○	○	有	カルルス町
I-3-26-1666	登別登別温泉町 1	○	○	有	登別温泉町
I-3-27-1667	登別登別温泉町 2	○	○	有	登別温泉町
I-3-28-1668	登別登別温泉町 3	○	○	有	登別温泉町
I-3-29-1669	登別登別温泉町 4	○	○	有	登別温泉町
I-3-30-1670	登別登別温泉町 6	○	○	有	登別温泉町
I-3-31-1671	登別登別温泉町 7	○	○	有	登別温泉町
I-3-32-1672	登別登別温泉町 8	○	○	有	登別温泉町
I-3-33-1673	登別登別温泉町 9	○	○	有	登別温泉町
I-3-34-1674	登別登別温泉町 1 2	○	○	有	登別温泉町
I-3-35-1675	登別登別温泉町 1 3	○	○	有	登別温泉町
I-3-36-1676	登別登別温泉町 1 4	○	○	有	登別温泉町
I-3-37-1677	登別登別温泉町 1 5	○	○	有	登別温泉町
I-3-38-1678	登別登別温泉町 1 6	○	○	有	登別温泉町
I-3-39-1679	登別登別温泉町 1 7	○	○	有	登別温泉町
I-3-40-1680	登別登別温泉町 1 8	○	○	有	登別温泉町
I-3-41-1681	登別登別温泉町 1 9	○	○	有	登別温泉町
I-3-42-1682	登別登別温泉町 2 0	○	○	有	登別温泉町
I-3-42-1682-1	登別登別温泉町 2 2	○	○	有	登別温泉町
I-3-43-1683	登別中登別町 3	○	○	有	中登別町、登別東町 4 丁目
I-3-43-1683-1	登別中登別町 3 - 1	○	○	有	中登別町、登別東町 4 丁目
I-3-44-1684	登別登別東町 3 丁目	○	○	有	登別東町 3 丁目、白老町虎杖浜
I-3-45-1685	登別登別本町 2 丁目 1	○	○	有	登別本町 2 丁目
I-3-46-1686	登別登別本町 3 丁目	○	○	有	登別本町 3 丁目
I-3-47-1687	登別富浦町 1 丁目 1	○	○	有	富浦町 1・2 丁目、登別港町 2 丁目
I-3-48-1688	登別富浦町 1 丁目 2	○	○	有	富浦町 1 丁目
I-3-49-1689	登別千歳町 1	○	○	有	千歳町 6 丁目
I-3-50-1690	登別千歳町 2	○	○	有	千歳町 6 丁目
I-3-51-1691	登別川上町	○	○	無	川上町
I-3-52-1692	登別常盤町 4 丁目 1	○	○	有	常盤町 4 丁目
I-3-53-1693	登別常盤町 4 丁目 2	○	○	有	常盤町 4 丁目
I-3-54-1694	登別柏木町 3 丁目	○	○	有	柏木町 3 丁目
I-3-55-1695	登別富士町 7 丁目 1	○	○	有	富士町 7 丁目、柏木町 2 丁目

区域番号	区 域 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I-3-56-1696	登別片倉町1丁目1	○	○	有	片倉町1・2丁目
I-3-57-1697	登別片倉町1丁目2	○	○	有	片倉町1～3・5丁目
I-3-58-1698	登別青葉町	○	○	有	青葉町
I-3-59-1699	登別新生町5丁目	○	○	有	新生町5丁目
I-3-60-1700	登別上鷺別町3	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-61-1701	登別上鷺別町4	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-62-1702	登別上鷺別町5	○	○	有	上鷺別町、美園町5・6丁目
I-3-63-1703	登別上鷺別町6	○	○	有	上鷺別町、若草町5丁目
I-3-64-1704	登別若草町5丁目1	○	○	有	若草町5丁目
I-3-65-1705	登別鷺別町1丁目1	○	○	有	鷺別町1丁目
I-3-66-1706	登別鷺別町1丁目2	○	○	有	鷺別町1丁目、室蘭市日の出町3丁目
I-3-516-3074	登別中登別町2	○		有	中登別町
I-3-517-3075	登別片倉町1丁目3	○	○	有	片倉町1丁目・柏木町2丁目・富士町7丁目
I-3-518-3076	登別片倉町1丁目4	○	○	有	片倉町1丁目
I-3-519-3077	登別富岸町1丁目	○	○	有	富岸町1丁目
I-3-520-3078	登別上鷺別町1	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-521-3079	登別上鷺別町2	○	○	有	上鷺別町、美園町6丁目
I-3-524-3082	登別美園町4丁目	○	○	有	美園町4・5丁目、若草町5丁目
I-3-525-3083	登別若草町5丁目2	○	○	有	若草町5丁目
II-3-72-1245	白老虎杖浜温泉(3)	○	○	有	登別東町3丁目、白老町虎杖浜
II-3-73-1246	登別登別温泉町5	○	○	有	登別温泉町
II-3-74-1247	登別登別温泉町10	○	○	有	登別温泉町
II-3-75-1248	登別登別温泉町11	○	○	有	登別温泉町
II-3-76-1249	登別登別温泉町21	○	○	有	登別温泉町
II-3-77-1250	登別中登別町4	○	○	有	中登別町、登別本町2丁目
II-3-78-1251	登別登別港町1丁目	○	○	有	登別港町1丁目
II-3-79-1252	登別富浦町5丁目1	○	○	有	富浦町、富浦町5丁目
II-3-80-1253	登別富浦町5丁目2	○	○	有	富浦町、富浦町5丁目
II-3-348-2377	登別中登別町1	○	○	有	中登別町
II-3-348-2377-1	登別中登別町1-1	○	○	有	中登別町
II-3-348-2377-2	登別中登別町1-2	○	○	有	中登別町
II-3-348-2377-3	登別中登別町1-3	○	○	有	中登別町
III-3-28-506	登別登別本町2丁目2	○	○	無	登別本町2丁目
III-3-29-507	登別富士町7丁目2	○	○	無	富士町7丁目

【土石流】

令和8年5月31日現在

区域番号	区 域 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
I-33-1000	美園1の沢川	○	○	有	美園町6丁目、上鷺別町
I-33-1010	美園2の沢川	○	○	有	美園町6丁目、上鷺別町
I-33-1020	美園3の沢川	○	○	有	美園町5・6丁目、上鷺別町
I-33-1030	美園寺の沢川	○		有	美園町5丁目、上鷺別町
I-33-1040	若草川	○		有	美園町4丁目、若草町5丁目
I-33-1050	上鷺別沢川	○		有	若草町5丁目
I-33-1060	上鷺別左沢川	○		有	若草町5丁目、上鷺別町
I-33-1070	上鷺別左2の沢川	○		有	上鷺別町
I-33-1080	上鷺別川	○		有	上鷺別町
I-33-1100	上わしべつ川右の沢川	○	○	有	上鷺別町
I-33-1110	若草町6丁目左の沢川	○	○	有	若草町6丁目
I-33-1120	若草町6丁目の沢川	○		有	若草町4・6丁目、上鷺別町
I-33-1130	新生町5丁目左沢川	○	○	有	新生町5丁目、上鷺別町
I-33-1140	新生5丁目の沢川	○	○	有	新生町5丁目、上鷺別町
I-33-1150	新生6丁目の沢川	○	○	有	新生町5丁目、上鷺別町
I-33-1190	恵寿園の沢川	○	○	有	川上町
I-33-1230	柏木1の沢川	○	○	有	柏木町2丁目
I-33-1240	柏木3の沢川	○		有	柏木町3丁目
I-33-1250	柏木4の沢川	○		有	柏木町3丁目
I-33-1340	杉本川	○	○	有	カルルス町
I-33-1350	病院の沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1360	温泉の沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1370	登別温泉右沢川	○		有	登別温泉町
I-33-1380	温泉北の沢	○	○	有	登別温泉町
I-33-1390	温泉北の小沢	○	○	有	登別温泉町
I-33-1400	上温泉沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1410	観光道路の沢川	○		有	登別温泉町
I-33-1420	四方嶺沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1430	ロープウェイ沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1440	成田の沢川	○	○	有	登別温泉町
I-33-1500	神社の沢川	○	○	有	中登別町、登別東町4丁目
I-33-1510	紅葉谷寺の沢川	○	○	有	中登別町
II-33-0990	鷺別川右の沢川	○	○	有	上鷺別町
II-33-1090	上わしべつ川右1の沢川	○		有	上鷺別町
II-33-1160	西富岸2の沢川	○	○	有	上鷺別町、富岸町3丁目

区域番号	区 域 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
Ⅱ-33-1170	工業用水池の沢川	○		有	川上町
Ⅱ-33-1180	工業用水池1の沢川	○		無	川上町
Ⅱ-33-1200	工場左の沢川	○		有	川上町
Ⅱ-33-1220	下藤川	○		有	片倉町2・6丁目
Ⅱ-33-1260	胆振幌別川ポン来馬右の沢	○		有	柏木町5丁目
Ⅱ-33-1280	岡志別川1の沢川	○		有	千歳町6丁目
Ⅱ-33-1290	岡志別川2の沢川	○		有	千歳町
Ⅱ-33-1300	岡志別川3の沢川	○		有	千歳町
Ⅱ-33-1330	富浦川	○		有	富浦町、富浦町4・5丁目
Ⅱ-33-1450	紅葉川	○	○	有	登別温泉町
Ⅱ-33-1460	紅葉谷沢川	○	○	無	登別温泉町、中登別町
Ⅱ-33-1470	登別川右1の沢川	○	○	有	中登別町
Ⅱ-33-1480	登別川右2の沢川	○		有	中登別町
Ⅱ-33-1490	東町川	○	○	有	中登別町
Ⅲ-33-001	富岸川第1沢川	○		無	富岸町
Ⅲ-33-002	富岸川第1右の沢川	○		無	富岸町
Ⅲ-33-003	富岸川第東の沢川	○	○	有	富岸町、富岸町1・3丁目
Ⅲ-33-004	工業用水地2の沢川	○		有	川上町
Ⅲ-33-005	工業用水地3の沢川	○	○	無	川上町
Ⅲ-33-006	工業用水地4の沢川	○		無	川上町、来馬町
Ⅲ-33-007	工業用水地5の沢川	○		無	川上町、来馬町
Ⅲ-33-008	ポン来馬左の沢川	○	○	無	来馬町
Ⅲ-33-010	来馬川左の沢川	○	○	有	来馬町
Ⅲ-33-011	来馬川右の沢川	○		無	来馬町
Ⅲ-33-014	ツツジ川	○	○	無	新栄町

【地すべり】

令和8年5月31日現在

区域番号	区 域 名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域	人家等 の有無	避難対象区域
3-1-146	来馬1の沢	○	—	無	来馬町
3-2-147	来馬2の沢	○	—	無	来馬町
3-3-148	来馬3の沢	○	—	無	来馬町
3-4-149	来馬4の沢	○	—	無	来馬町
3-5-150	来馬5の沢	○	—	無	来馬町

参考資料 2 : 土砂災害の前兆現象

区 分		土石流	がけ崩れ	地すべり
視	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす。 ・落石が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目が見える。 ・がけから小石がパラパラと落ちる。 ・斜面がはらみだす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる。 ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする。
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る。 ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ・土砂が流出しだす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる。 ・がけから水が噴出する。 ・湧水が濁りだす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る。 ・斜面から水が噴き出す。 ・池や沼の水かさが急減する。
覚	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る。 ・擁壁や電柱が傾く。
聴 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする。 ・山鳴りがする。 ・転石のぶつかり合う音がする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする。 ・樹木の揺れる音がする。 ・地鳴りがする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする。
嗅 覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべき。

第3編【高潮災害】

1 避難情報の発令対象とする高潮災害

＜対象（立退き避難が必要な災害事象）＞

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。
特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

避難情報の発令対象区域は、高潮等の発生の切迫度が高まっている浸水のおそれのある区域とし、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、レベル4高潮危険警報やレベル3高潮警報等で発表される予想最高潮位等に応じて想定される浸水区域を基本に、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする次に掲げる区域（対象建物）を対象とする。

高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても、同様の考え方により浸水するおそれのある区域を基本とする。

- 高潮時に海岸堤防等を越えた波浪や堤防決壊等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃することを想定し、海岸堤防等から陸側の一定の範囲（海岸堤防に隣接する家屋）等
- 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、深い浸水等が想定される以下の範囲
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
 - ・ 海岸堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（長期間の浸水家屋内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難をする。）
 - ・ 建物の地下部分
 - ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
 - ・ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

3 避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報等	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説情報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。(全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。)
気象に関する警報等(注意報・警報・危険警報・特別警報)・早期注意情報・時系列情報	警戒レベル相当情報		
	レベル2 高潮注意報	気象庁	潮位または高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4 高潮危険警報の基準に到達すると予測される約18時間前までに発表される。
	レベル3 高潮警報	気象庁	潮位又は高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4 高潮危険警報の基準に到達すると予測される約12時間前までに発表される。
	レベル4 高潮危険警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがあるとき発表される。(潮位または高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4 高潮危険警報の基準に到達すると予想される約6時間前までに発表)
	レベル5 高潮特別警報	気象庁	高潮予報海岸では、潮位と波の打ち上げ高の影響を加味した水位のいずれかの実況値または直近の予測が基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合、または破堤、背後地の浸水を実際に確認した場合に発表。高潮予報海岸以外では、潮位の実況値または直近の予測が基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合に発表される。
	その他		
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを一日4回(05時、11時、17時、23時)提供 ※対象要素：大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜)

※ レベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、レベル4高潮危険警報、レベル5高潮特別警報について、国土交通大臣が「高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸」として指定した海岸(高潮予報海岸)では、国土交通省(地方整備局等)・気象庁(地方気象台等)・都道府県から発表される。高潮予報海岸以外では、地方気象台等から発表される。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位情報	潮位観測情報	気象庁	全国各地の最新の3日間(昨日・今日・明日)又は1日ごとの潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示したもの。5分又は10分毎に更新。	5分又は10分毎	・北海道防災ポータル ・気象庁HP ・防災情報提供センター(国土交通省)

4 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>災害対策基本法第56条第2項</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>災害対策基本法第60条第3項</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

5 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>レベル3 高潮警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。高齢者等避難を発令するにあたっては、災害発生までの時間が長いことから、状況把握が早い推定・予測情報を活用することを基本とする。</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測される場合 2 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表） 3 レベル2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<p>登別港町1丁目 登別港町2丁目 富浦町2丁目 富浦町3丁目 幸町2丁目 幸町4丁目 幸町6丁目 幌別町2丁目 幌別町4丁目 幌別町6丁目 幌別町8丁目 大和町1丁目 大和町2丁目 栄町2丁目 栄町4丁目 鶯別町1丁目 鶯別町6丁目 の海岸沿い</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>レベル4 高潮危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。高潮は台風等による暴風を伴う場合が多く、高潮災害が発生する前に暴風の影響で避難が困難になることや、水位・潮位が急激に上昇することが多いことから、避難指示の発令にあたっては、推定・予測情報を活用することを基本とする。</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測される場合 2 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表） 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4 高潮危険警報が夜間から明け方で発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令） 	<p>鶯別町2丁目 鶯別町3丁目 美園町1丁目 美園町2丁目 の浸水想定区域</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>レベル5 高潮氾濫発生情報やレベル5 高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。</p> <p>〈確認情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合 <p>〈計測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 水位又は潮位が基準高に到達した場合 <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高に既に到達していると思われる場合 <p>※ レベル5 高潮氾濫発生情報の発表時には、解説文で確認情報であるか等が記載されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。 ※ 計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

6 避難情報の解除基準

避難情報の解除については、当該地域のレベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象、地象、水象に関する事。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】 ・道路整備保全課 【0143-25-7047】 ・築港課 【0143-25-7048】	・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 ・直轄施設の被害情報に関する事。
胆振総合振興局地域創生部 ・危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関する事。 ・避難対策に関する事。

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		エリアメール (docomo) 緊急速報メール (au、softbank、Rakuten)	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅー(割り込み放送)	聴取者
		防災行政無線(同報系)	住民等
		X(旧ツイッター)	PCユーザー等
		登録制メール(登別市防災メール)	事前登録者
	電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令	
総務部 秘書広報グループ	市公式ウェブサイト、Facebook、LINE		PCユーザー等
市民生活部 市民協働グループ	電話等		連合町内会
保健福祉部 教育委員会	電話等		要配慮者利用施設(※)
観光経済部 農林水産グループ	電話等		いぶり中央漁業協同組合
消防本部	消防車	住民等(巡回ルート)	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車		住民等(巡回ルート)

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ・ 浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・ 今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。（※1）
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・ 浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。（※2）
- ・ 今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。（※1）
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（防災行政無線・広報車など）

（高潮氾濫が切迫している状況）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ レベル5高潮特別警報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

（高潮氾濫発生を確認した状況）

- ・ 緊急放送！緊急放送！
- ・ こちらは登別市です。
- ・ ●●町●●丁目で高潮氾濫が発生したため、高潮浸水想定区域である●●町●●丁目、●●町●●丁目、・・・に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（※3）

- ・ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、取りうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)
- ・ なお、開設している避難所は、●●学校、●●会館です。

※1 今後、暴風が予想される場合に伝達する。

※2 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4 避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

※3 災害切迫時に警戒レベル5 緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないように注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル3「高齢者等避難」

●●/●● ●●：●● 高齢者等避難発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：上記対象地域にいる高齢者や障がいのある方など、避難に時間のかかる方とその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に、速やかに避難してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

(5) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル4「避難指示」

●●/●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：上記対象地域にいる方は、今すぐ避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

※ ~~~~~線部分は、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等、必要に応じて伝達する。

(6) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メールなど）

登別市：警戒レベル5「緊急安全確保」

●●／●● ●●：●● 緊急安全確保発令

対象地域：●●町●●丁目、●●町●●丁目・・・

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮の発生

備考：上記対象地域にいる方は、直ちに安全な場所に避難してください。

避難場所等への立退き避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

第4編【津波災害】

1 避難指示の発令対象とする津波災害

- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が指定した津波災害警戒区域）において、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難指示の対象区域は、津波ハザードマップで示された津波災害警戒区域（令和3年10月北海道指定）のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とする。

(1) 大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波災害警戒区域）
- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考える。

《大津波警報発表時の避難対象区域》

鷺別町1～6丁目	美園町1～5丁目	栄町1～4丁目	若草町1～6丁目
新生町1～5丁目	若山町1～4丁目	富岸町1～3丁目	大和町1・2丁目
青葉町	緑町1～4丁目	桜木町1～6丁目	片倉町2～6丁目
新川町1～4丁目	中央町1～7丁目	幌別町1～8丁目	富士町1～7丁目
柏木町1～4丁目	常盤町1～5丁目	千歳町、千歳町1～6丁目	
幸町1～6丁目	新栄町	富浦町1～5丁目	
登別港町1・2丁目	登別本町1～3丁目	登別東町1～5丁目	

(2) 津波警報の発表時

- ・ 津波の高さ*が高いところで3mと予想される場合に想定される浸水区域。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ ただし、津波の高さ*は、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する。原則立退き避難。

《津波警報発表時の避難対象区域》

鷺別町1～6丁目	栄町1～4丁目	大和町1・2丁目	幌別町1～8丁目
幸町1～6丁目	富浦町1～4丁目	線路より海側の登別港町	

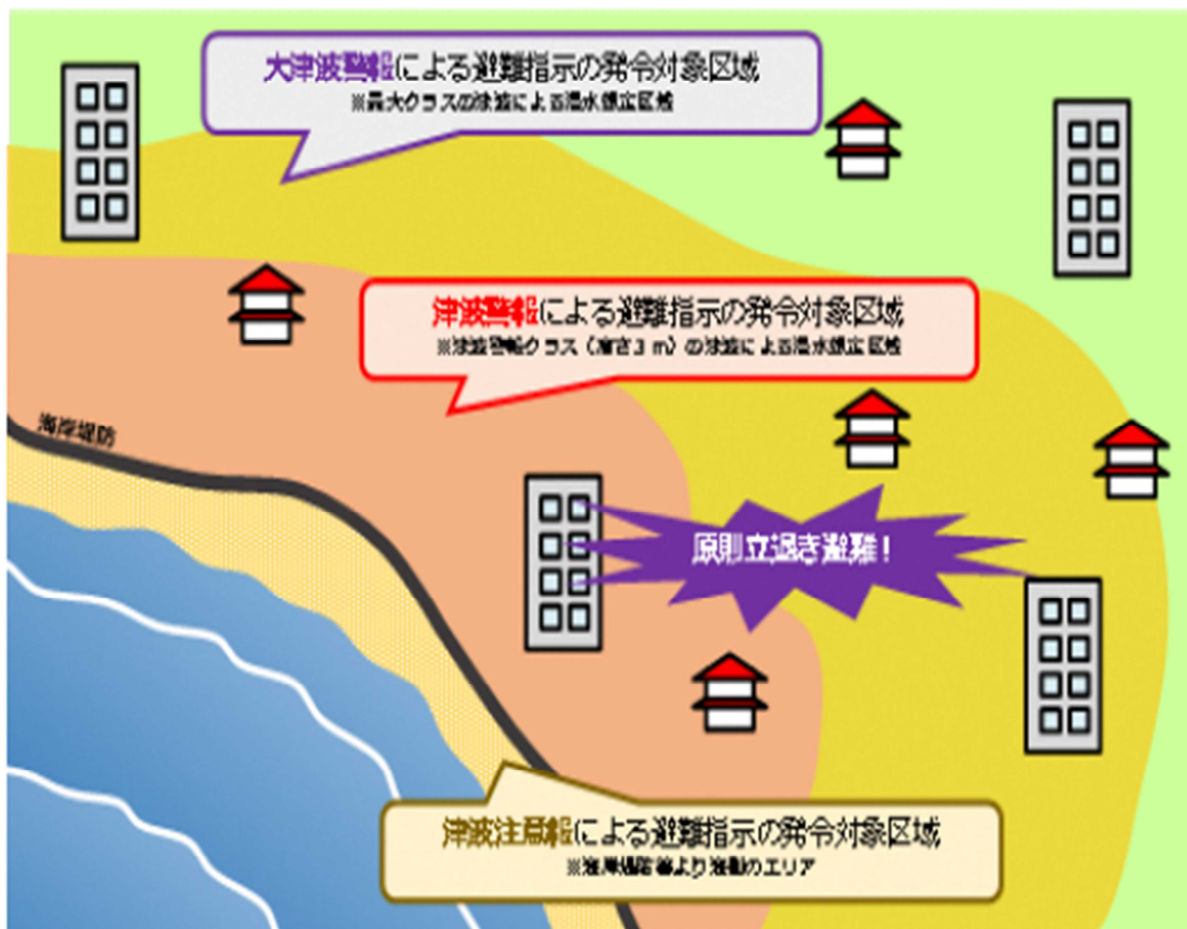
(3) 津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さ*が高いところで1mと予想される場合に想定される浸水区域。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となるため、避難行動の対象者は、漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等とする。

- ・ ただし、津波の高さ*は、予想される高さ1 mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域については、それを考慮した避難指示の発令対象区域を設定することが必要である。
 - ・ 海岸堤防等がない地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。
- ※ 津波の高さ*：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差

3 避難指示の発令対象となる人

避難指示の発令の対象となるのは、「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 避難情報の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数 値	定性的表現
大津波警報	10 m < 予想高さ	10 m超	巨大
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m	
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m	
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m	高い
津波注意報	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記しない)

5 避難指示により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。

※ 津波災害は、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない。

※ 震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

6 避難指示の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

なお、津波警報等が解除され災害が発生するおそれなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。

〈 避難指示の発令基準 〉

基準 (次のいずれかに該当した場合に発令)	避難指示の発令対象区域
1 大津波警報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」(1)の区域
2 津波警報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」(2)の区域
3 津波注意報が発表された場合	「2 避難指示の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」(3)の区域
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

※ どのような津波であれ、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。

※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7 避難指示の解除基準

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

8 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
室蘭地方気象台 【0143-22-4249】 【0143-22-0002】	・気象、津波に関すること。
室蘭開発建設部 ・防災課 【0143-25-7052】 ・道路整備保全課 【0143-25-7047】 ・築港課 【0143-25-7048】	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・直轄施設の被害情報に関すること。
胆振総合振興局室蘭建設管理部 ・治水課 【0143-24-9544】 ・維持管理課 【0143-24-9542】 ・登別出張所 【0143-85-2311】	・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 ・直轄施設の被害情報に関すること。
胆振総合振興局地域創生部 ・危機対策室 【0143-24-9570】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

9 避難指示の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務部 総務グループ	北海道防災情報システムへの入力 （災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		エリアメール （docomo） 緊急速報メール （au、softbank、Rakuten）	市内に滞在する携帯電話保持者
		FMびゅー（割り込み放送）	聴取者
		防災行政無線（同報系）	住民等
		X（旧：ツイッター）	PCユーザー等
		登録制メール（登別市防災メール）	事前登録者
		電話等	胆振総合振興局 室蘭開発建設部 室蘭地方気象台 室蘭警察署 陸上自衛隊第71戦車連隊 陸上自衛隊幌別駐屯地司令
総務部 秘書広報グループ	市公式ウェブサイト、Facebook、LINE	PCユーザー等	
市民生活部 市民協働グループ	電話等	連合町内会（※1）	
保健福祉部 教育委員会	電話等	要配慮者利用施設	
観光経済部 農林水産グループ	電話等	いぶり中央漁業協同組合	
消防本部	消防車	住民等（巡回ルート）（※2）	
	電話等	消防団	
災害対策本部で決定	広報車	住民等（巡回ルート）（※2）	

※1 各町内会で整備している防災メガホンを活用して、可能な限り避難の呼びかけを行いながら、会員自身も避難を行う。

※2 広報車等による巡回広報については、危険な現場での活動となることから、原則、巡回広報は実施せず、防災行政無線等での広報のみ行う。

ただし、消防車両については、「登別市消防車両等津波避難計画」で定める広報活動として、車両の移動を最優先としながら、臨時活動拠点までの間を可能な限り広報するものとする。

なお、津波注意報の発表時及び遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波などの津波到達予想時間が比較的長い場合については、津波到達時間等の状況に応じて巡回広報を行うか否かを適宜判断する。

10 避難情報の伝達文

(1) Jアラートの自動起動メッセージ（防災行政無線など）

ア 大津波警報

① サイレン（3秒吹鳴2秒休止×3回）

② 大津波警報。大津波警報。

③ ただちに高台に避難してください。

※①～③を3回繰り返す。

- ・ こちらは登別市です。
- ・ 下りチャイム

※東日本大震災クラスの場合は、「大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波がきます。ただちに高台に避難してください。」という文言になる。

イ 津波警報

① サイレン（5秒吹鳴6秒休止×2回）

② 津波警報が発表されました。

③ 海岸付近の方は高台に避難してください。

※①～③を3回繰り返す。

- ・ こちらは登別市です。
- ・ 下りチャイム

ウ 津波注意報

① サイレン（10秒吹鳴2秒休止×2回）

② 津波注意報が発表されました。

③ 海岸付近の方は注意してください。

※①～③を3回繰り返す。

- ・ こちらは登別市です。
- ・ 下りチャイム

(2) Jアラートの自動起動メッセージ（登録制メールなど）

ア 大津波警報

大津波警報

大津波警報が発表されたため、避難指示を発令しました。

浸水のおそれがある区域にお住まいの方は、直ちに海岸や河川から離れ、高台や津波避難ビル等の高い場所に避難してください。

※東日本大震災クラスの場合は、「東日本大震災クラスの津波がきます。」という文言が追記される。

イ 津波警報

津波警報

津波警報が発表されたため、鷺別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、線路より海側の登別港町に避難指示を発令しました。

直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

ウ 津波注意報

津波注意報

津波注意報が発表されました。

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

(3) 避難指示の伝達文例（2回目以降の手動で起動する場合）（防災行政無線など）

ア 大津波警報

① サイレン（3秒吹鳴2秒休止×3回）

② こちらは登別市です。

③ 大津波警報が発表されたため、津波災害警戒区域に避難指示を発令しました。

④ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※①～④を3回繰り返す。

イ 津波警報

① サイレン（5秒吹鳴6秒休止×2回）

② こちらは登別市です。

③ 津波警報が発表されたため、鷺別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、線路より海側の登別港町に避難指示を発令しました。

④ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなど、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※①～④を3回繰り返す

ウ 津波注意報

- ① サイレン（10秒吹鳴2秒休止×2回）
 - ② こちらは登別市です。
 - ③ 津波注意報が発表されました。
 - ④ 海の中や海岸付近は危険です。
 - ⑤ 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
- ※①～⑤を3回繰り返す。

(4) 【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】 避難指示の伝達文例（防災行政無線など）

- ① 緊急放送！緊急放送！
 - ② こちらは登別市です。
 - ③ 強い揺れの地震（又は、揺れが長い地震）がありました。
 - ④ 津波が発生する可能性があるため、津波災害警戒区域に避難指示を発令しました。
 - ⑤ 直ちに海岸や河川から離れ、高台避難場所や津波避難ビルなどに緊急に避難してください。
- ※①～⑤を3回繰り返す

(5) 避難指示の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

ア 大津波警報

登別市：避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：津波災害警戒区域

避難場所：高台避難場所や津波避難ビル

理由：大津波警報発表

備考：上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

イ 津波警報

登別市：避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：鷺別町、栄町、大和町、幌別町、幸町、富浦町1～4丁目、線路より海側の登別港町

避難場所：高台避難場所や津波避難ビル

理由：津波警報発表

備考：上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

ウ 津波注意報

登別市：津波注意報

津波注意報が発表されました。

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

- (6) 【停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合】

避難指示の伝達文例（緊急速報メール・Lアラート・登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：避難指示

●●／●● ●●：●● 避難指示発令

対象地域：津波災害警戒区域

避難場所：高台避難場所や津波避難ビル

理由：強い揺れの地震（又は、揺れが長い地震）発生

備考：上記対象区域にいる方は、直ちに高台避難場所や避難ビル等へ避難し、身の安全を確保してください。詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

- (7) 【第一波到達時間、満潮時間（道のメールを参考）】（登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：津波到達予想時刻に関する情報

20●年●月●日●時●分

気象庁発表

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報が発表されました。

<津波到達が予想される沿岸の観測局>

白老港—満潮時刻：●月●日●時●分、予想到達時刻：●月●日●時●分

室蘭港—満潮時刻：●月●日●時●分、予想到達時刻：●月●日●時●分

- (8) 【海岸から離れる定期的なアナウンス（道のメールを参考）】（登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：津波情報

<津波注意報が発表されています>

海の中や海岸付近は危険です。

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

- (9) 【津波注意報の解除（道のメールを参考）】（登録制メール、市公式ウェブサイトなど）

登別市：津波注意報の解除

北海道太平洋沿岸西部の津波注意報が解除されました。

今後もしばらく海面変動が続くと思われますので、釣り等を行う際は注意してください。